

交代寄合米良氏と人吉藩

The Mera Clan of Kotaiyoriai and Hitoyoshi Domain

大賀 郁夫

キーワード

交代寄合 旗本 米良山 相良氏 米良氏
参府 領主仕置権

目次

- はじめに
- 一 米良氏の系譜
 - (一) 中世の米良山
 - (二) 米良氏の系譜
 - 二 人吉藩支配米良山の成立
 - 三 米良氏の家督相続
 - 四 米良氏の参勤
 - (一) 歴代当主の参勤状況
 - (二) 米良氏の参府経路
 - (三) 江戸滞在日程
 - 五 米良氏の領主仕置権
むすびにかえて

「交代寄合」は旗本身分のひとつで、かつては「三千石以上の無役の旗本で参勤する寄合」と定義され、幕末期には三三家があった。米良氏は米良山を領する交代寄合であったが「無高」で、参府はするものの江戸屋敷も持たず人吉藩江戸屋敷に寄居した。

本稿では交代寄合である米良氏について、その系譜を整理・検討し、人吉藩との関係から人吉藩支配米良山の成立過程、米良氏の家督相続、参府状況、領主仕置権の観点から検討を加えた。そこで確認できたのは、米良氏の家督相続や参府願・暇願など、对幕府関係のほとんどすべてが人吉藩を通して行われていたこと、さらに米良氏の領内で起きた逃散などの事件でも、米良氏が独自に刑罰を科すことはできず、幕府や諸藩との交渉を含め人吉藩が主体となつて処理がなされていたことである。また米良氏は「無高」とされ、米良山に設定された鷹巣山の管理が唯一の「役」であった。五年に一度参府をしたが、参府中は人吉藩江戸屋敷を仮住居とし、幕府の諸儀礼にも参列せずに一〜二ヶ月で帰山したことを明らかにした。

はじめに

幕藩制下における武士の身分と格式は、主従制秩序によって関係づけられているために階層的な性格が強く、その身分区別や相互の序列は精細・厳格な形で構成されていた。^①大名・旗本身分もその内部が細分され、出自・家歴、領地・家禄の規模、官位、殿席等々によって区分がなされた。このうち「交代寄合」は旗本身分のひとつで、かつては「三千石以上の無役の旗本で参勤する寄合」と定義され、幕末期には三三家があった。^②旗本、無役、参勤交代がキーワードとされていたが、近年の研究では、交代寄合の参勤交代の有無や頻度は各家の勤役によって決定されたこと、軍役負担が格式によっては強制されていたこと、大名並の待遇ではあるが所領は万石以上の「領分」ではなく「知行」と呼ばれたことなどが明らかにされている。^③さらに交代寄合諸家の成立事情から、家系の由緒を尊重された家と特定の任務を帯びた家に大別でき、その任務の大部分は地域・拠点の守衛であったことが指摘されている。

本稿でとりあげる米良氏は、肥後国米良山を領しているが表高は「無高」であり、参勤はするものの江戸屋敷を持たず、江戸滞在中は人吉藩相良家の江戸屋敷の一部を借用するなど、^④他の交代寄合諸家とは異質ともいべき存在であった。米良氏について平山氏は、「米良氏は菊池氏の後と称し、元和元年に小右衛門重隆が將軍秀忠に拝謁して已来、無高五千石の格をもって一代に一度参勤する例であった」とする。^⑤もっともこの「五千石高」とは、『翁

草』中の「公儀に於ても外に被仰付方なきに仍り、向後五千石高の交代寄合衆へ加へられ、外並に参勤被仰付、夫より後は参勤交代せらる」によるものである。^⑥また西田氏は「米良家は交代寄合の列に加えられてはいるが、他家とはその性格においてずいぶん異なる」とし、「米良については巢鷹山として將軍の統治権に包摂され、それを相良家が管理するということで決着がつけられ、（中略）米良家が参府するのは述職のためではなく、（中略）米良家に与えられた特定の任務と判断することもできる」と指摘している。^⑦維新以降、米良氏が菊池氏の末裔であり、その由緒を持って交代寄合に列していたことが公然の認識になっているが、由緒ではなく巢鷹山守という特定の任務に依るという西田氏の指摘は重要である。そこで本稿では、従来必ずしも明らかではなかった米良氏について、その系譜を再検討しつつ、人吉藩との関係を通して交代寄合としての米良氏の実相について考えてみたい。

一 米良氏の系譜

元治元年九月に作成された「米良主臈系譜」^⑧では、米良氏として米良山に初めて入山した初代重次を「本姓菊池、米良石見」とし、中世期に肥後国守護を務めた菊池氏の末裔であるとする。但し、「此石見米良山初而入来、銀鏡村江住居スト申伝、此以前何国住居之訳不分明」と、入山以前のことについてはきわめて曖昧であり、それを証明する史料もみえない。米良氏は、維新後に「本姓」である「菊池姓」に復し、菊池氏の本流を称するが、その真

偽を含めて、現実的にはどこまで系譜として辿れるのだろうか。
 ここではまず、従来の説を整理・検討してその真偽について考
 えてみたい。

(一) 中世の米良山

米良山がいつからそう呼ばれるようになったかさ明らかでは
 なく、中世期における米良山中に拠った米良氏の動向について
 は、熊野三山との関係を除いてほとんど知られていない。⁹長禄六
 (一四六二)年の快仕の旦那讓状には「日向国 きくち一ヶ一円」
 とあり、寛正二(一四六一)年の旦那売券「本銭返売渡申状」に
 も「日向国木くちの一孫一円並びに地家共ニ」とある。¹⁰米良地域
 には米良氏を中心に山裏一揆(米良一揆)が形成されており、天
 文年間(一五三二〜五六年)には米良から肥後国の多良木・久米・
 湯前まで進出していた。¹¹遅くとも一五世紀中葉には、「菊池」を
 名乗る一家が米良山に勢力を持っていたと考えられる。この
 菊池一家一族が、山中の小川に拠った「嶽ノ米良殿」であるとい
 うが、実際に誰が比定されるかは不明である。なお、菊池氏が拠っ
 た山中を「米良山」と呼ぶようになったのは、米良十万院の「カ
 スミ」の範囲を示す言葉として使用されるようになってからでは
 ないかとの指摘もある。¹²

『日向記』によれば、永禄期(一五五八〜七〇年)に伊東義祐
 の「与力衆」として、菱刈氏・求麻相良氏とともに「嶽ノ米良殿」
 の名がみえる。¹³また伊東氏四八城主として、「紙屋城主米良主税
 助」「野久尾城主米良筑前守」「須木城主米良長門守」「門河城主

米良四郎右衛門尉」「山陰城主米良喜内」「坪屋城主米良休助」「雄
 八重城主米良分左衛門尉」「平野領主米良民部小輔」など、八名
 の米良姓の名が確認できる。¹⁴米良山中からの出入り口である諸県
 方面の須木や小林、臼杵方面の山陰・坪屋、児湯郡方面の雄八重・
 平野などに配置されており、当時米良山中の諸氏は伊東氏に臣従
 していたことがわかる。¹⁵元龜三(一五七二)年の木崎原合戦では、
 三山野久尾地頭米良筑後守、坪屋地頭米良休助のほか、米良尾張
 守・同民部少輔が戦死している。¹⁶天正五(一五七七)年一二月、
 伊東義祐は島津軍の侵攻に抗しきれず、米良山を頼み豊後国へ逃
 亡する。一日未明に穂北から米良山に入り、尾八重の松八重で
 夜を明かし、翌一二日に尾八重の米良兵庫頭の居館に止宿してい
 る。¹⁷以後、島津氏による日向支配が始まる。

伊東氏を豊後国に駆逐したあと、天正八年に日向国宮崎地頭と
 なった島津家老中の上井覚兼が記した日記には、米良衆に関する
 記事がみえる。天正一一年正月三〇日条には、米良弾正忠、すな
 わち米良山尾八重の米良重秀が来宮し、翌閏正月一〇日条には米
 良淡路守らとともに「山内衆」四・五人が年頭礼として覚兼を訪
 ね、御酒・猪・鹿などを献上している。¹⁸米良衆の主家は「嶽米良殿」
 であるが、天正一四年八月二二日条には次のような記載がある。²⁰

一廿二日、(略)嶽米良殿、當時養性気にて候とて、名代と

して子息被参候、未被懸御目候間、拙者頼之由被申候条、寄合
 中へ談合申候て、取成候、進物御太刀・御馬也、弥太郎と名被
 下候、其時又、御太刀・五百疋進上也、(略)米良弥太郎
 殿被来候、二百疋・熊皮預候也、即参会仕、御酒寄合候也

すなわち、病氣養生中の「嶽米良殿」の名代として子息が覚兼を訪ねて太刀・馬を献上し、「弥太郎」の名を下された礼に太刀と錢五〇〇疋を進上している。米良氏と島津氏との関係は良好だったようで、弥太郎が再来した折には錢二〇〇疋と熊皮を進上している。なお弥太郎は、「米良主膳系譜」によると四代重鑑とされており、そうであれば「嶽米良殿」はその父重治に比定される。

このように、米良地域では米良氏を中心に「山裏一揆」「山中衆」としてまとまりつつ、島津氏に従属しながら領域を確保・維持してきたものと考えられる。²¹系図上では、少なくとも天正年間に、「弥太郎」こと四代米良重鑑や、その父「嶽米良殿」である重治、弟で尾八重の重秀の存在が確認できる。しかし、米良氏として初入山した初代重次とその嫡子重種は確認できない。初代重次が誰で、系図でいう「菊池氏」とどのように繋げるかで、今までいろいろな説が論じられてきた。次にそれらの説を整理・検討してみよう。

（一）米良氏の系譜

元治元（一八六四）年に作成された「米良主膳系譜」では、菊池能運（武運）が弟重房に託して嫡子重為（重次）を米良山中に落とした文亀元（一五〇一）年五月末が米良山初入山とする。

尾八重領主の米良家（上の殿）墓碑銘によると、寛永十五年七月十三日に死去した米良重秀について、官名は「彈正忠」であり、「宮内大輔重治」の三男とされている。なお「椎葉山根元紀」にある永禄二（一五五九）年の瀬野原合戦にてくる「米良主膳殿」とは、米良重治をさすようである。²²さらに慶長元年に起きた縣城

主高橋元種との出入りに際して、兄「岩見守重良」が病身であったためその名代として大坂に向いて訴訟し、秀吉から米良山を安堵され朱印を下賜されたという。²³ここに登場する米良重治とその子重良・重秀兄弟について、系図では重治を米良山に初めて入山した米良重次の次男としている。これらは前述したように、『上井覚兼日記』にもその名が確認できる。しかし、系図では重隆は元亀元（一五七〇）年生まれとなっており、その子を弥太郎とすると年齢に齟齬が生じるため、日記中の「嶽米良殿」は重隆ではなくその父重良であったと考えられる。そうであれば、米良主膳系譜に登場する人物で、他史料からでも比定できるのは重治からということになる。

では、系図上重治の父である重次や兄重種（国重）はどうか。栄岸寺墓地にある重次の墓碑と称されるものには「龍松院殿長山道守大居士」〔天文二十（一五五二）年二月五日卒・五五歳〕とあり、重種には「光勇院殿昌山繁公大居士」〔永禄二（一五五九）年三月一七日卒〕とある。²⁴また中尾一蓮寺の位牌には「米良石見守重次公本名菊池此御代ヨリ米良山居住、栄岸寺御開基也御墓所栄岸寺境内ニ有」と記されている。さらに銀鏡村延命寺跡重次の墓碑には「この時代当山居住」とし、古位牌に「米良大元祖重次」とある。²⁵墓碑内容の信憑性を考慮する必要があるが、おそらくは米良山初入山の重次とその子重種ともに米良山に実在した人物であったと考えてよさそうである。

文献史料や墓碑銘で確認された重次以下の系図を、重次以前のどこに繋げるかが問題となる。これは米良氏の米良山入山をめぐ

る問題と大きく関わるが、大別するとⅠ懐良親王（含その皇子）入山説、すなわち重次を懐良親王の子孫とする場合と、Ⅱ肥後国守護を務めに菊池氏の一族とする場合である。特にⅠは伝説的要素が大きく、中心となっているのはⅡである。以下、『西米良村史』の分類をもとにみていこう。

Ⅰ 懐良親王入山説

米良山では「將軍宮入山伝説」として語れ継がれている伝説である。伝説では親王の枕元に天照大神と妙見神が立ち、神のお告げによって米良山に入山したと伝わる。²⁸⁾

肥後国守護職にあった菊池武光が、後醍醐天皇の第六皇子で征西將軍であった懐良親王を肥後に迎え、武光の妹が産んだ爵松丸（良彦）の子孫が米良山に入山したとする説である。『西米良村史』では、その史料として「諸家大概」、「新撰事蹟通考」、「名和氏紀事」、「大日本史 第九十九列傳一 懐良親王」などに拠っている²⁹⁾が、物語的・伝説的要素が濃く、事実とは言い難い。

またこの説に対する否定説も存在する。田中元勝撰『征西大將軍宮譜』、藤田明『征西將軍宮』、杉本尚雄『菊池氏三代』がそれぞれ³⁰⁾である。いずれも懐良親王入山説を、「偽妄の説」「史料の乏しき為め不明なる点頗る多く」「何等の徴証なく、之を知る能はざるを恨とす」と斬り捨てている。

なお、征西將軍宮と菊池氏を繋いで、米良氏系図で初代とされる重次の祖父重為を良成親王（後村上天皇皇子）の皇子に比定し、応永二十五（一四一八）年に米良山へ入山したとする説もあるが、

荒唐無稽であろう。

Ⅱ 菊池氏入山説

肥後国守護職を務めた菊池氏の一族が米良山に入山したとする説であり、数多くの説がだされている。菊池氏は南北朝合体後、菊池武朝が肥後国守護となり、以後能運（武運）に至るまでこれを保持したが、正統は能運で絶えている。³¹⁾以下、順に見ていこう。

(a) 菊池光治説

これは文政五（一八二二）年に作成された宮田義見奥書の「飢肥米良家系図」にみえる。菊池氏祖の則隆の次男政隆の流れを汲むもので、十数代後の光治が南北朝期に入山したとする。

(b) 菊池重房説

これは高岡郷土系譜の粉木家にみえるもので、重房を菊池重朝（従四位下肥後守）の弟とする。

(c) 菊池重次説

「菊池武臣系図」によれば、重房は重朝の子で武運の弟、重次は武運の子である。『純忠菊池史乘』には「初め菊池武運が島原に落ち行く時、其子の重為（重次）と云ふのは、密に日向の米良山中に落ち行き米良を領し米良石見守と名乗った」とある。³²⁾また入山は文亀元（一五〇一）年とするが、明治三年の菊池則忠「書上」では「武運の子米良石見守重次之代に至り、永正（一五〇四）頃、是非なく米良山中に潜居、菊池の着号を隠し、地名を以て米良を称号とす」という。³³⁾

(d) 菊池重房説

これは菊池武夫「我家の歴史」によるもので、武運の弟重房（のち重治）とする説である。武運が永正元年に八代で卒する際に、その後継を弟重房が継ぎ、懐良親王の系譜である天氏の系統も同時に相続したとする。

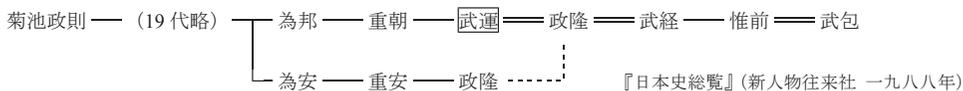
(e) 菊池政隆説

『求麻外史』によれば、「能運（武運）子なし、遺言して肥後守重安の子政隆を立てて嗣となす」とある。「菊池史乘」には、「阿蘇惟兼・惟長父子は……今や幼主政隆を以て守護たらしめしを機とし巧に菊池の元老重臣と結び、政隆を廃嫡して惟長自ら肥後の守護たらん事を企てた。この後、大友の軍は玉名郡白間野荘桜馬場に政隆と会戦し、政隆の軍を破り、やがて久米原に於て政隆は敗れ、安国寺に入り十九歳を一期として割腹した。時に永正六（一五〇九）年八月十七日であった。」阿蘇品保夫氏は「永正六年、政隆は大友方に捕らえられ、菊池武経方に身柄を渡され、合志郡久米安国寺で殺されたという通説は事実であろう」としている。政隆入山説は「政隆は阿蘇惟長（武経）に敗れて死す」とあるが、その政隆が生きのびて米良山へ入山したというのである。

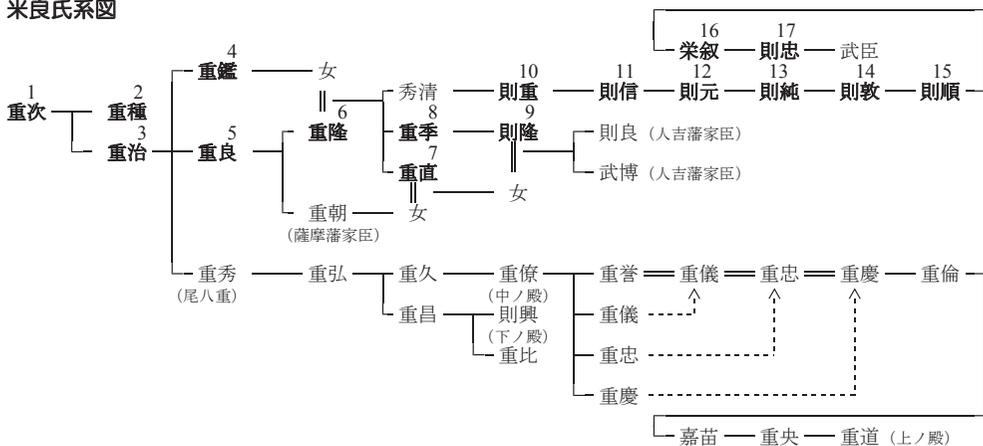
(f) 菊池隆鑑説

これは鹿児島県財部町米良家系図にあるものである。肥後守護家菊池家は政隆のあとを阿蘇家に奪われ、武経（阿蘇惟長）が菊池家を継ぎ肥後守となる。ところが武経は永正八ないし九年には菊池家当主と肥後守護職を捨てて阿蘇に帰ってしまう。菊池家には豊後大友家から義鑑の弟義武が入るが、その子隆鑑が米良山に入山したという。

菊池氏系図



米良氏系図



元治元年「米良主膳系譜」（熊本県立図書館所蔵相良文書）
「米良（菊池）氏系統図」（「尾八重米良（菊池）家関係調査記録綴」尾八重地区自治公民館 二〇一二年）

(g) 則直(義武の子)説

菊池義武は豊後大友家当主義鑑の弟であり、菊池武包の跡を継ぐが、天文二十三(一五五四)年甥の大友義鎮(宗麟)に滅ぼされている。義武の子則直は人吉藩相良氏の家臣となっており、米良山とは関係ないようである。

(h) 重継説

中武系図によるもので、重房を武運の弟とし、重房の孫重俊の子重房は高千穂内中武に住し、中武・松之平両弁済使となった。その八代重継の時に米良へ入山したとするが、時間的に考えにくい。

いずれにしても重次を菊池本家の能運の嫡子として米良山に入山させたという話になっており、菊池一族の本家筋にあたると主張するのである。

以上、米良氏一族に伝わる「系譜」には荒唐無稽ともいえる内容のものもあるが、最終的には弘化三年九月「米良主膳系譜」では、菊池正統の最後である武運が弟重房に依頼して嫡子重為(重次)を米良山中に落としたとし、また明治三年「菊池則忠書上」でも「武運の子、米良石見守重次之代に至り、永正頃、是非なく、米良山中に潜居、菊池の着号を隠し、地名を以て米良を称号とす。」としている³⁴⁾。すなわち米良氏の系図を菊池氏に繋げるために、重次を菊池武運(文亀三年没)の子としているのであり、米良氏は中世期に肥後国守護を務めた菊池氏正統の末裔とする公式「系譜」が成立するのである。

二 人吉藩支配米良山の成立

近世期の米良山は、米良氏の「領地」でありながら、人吉藩の「支配」に位置づけられた。ここではまず、米良山が人吉藩支配となつた経緯について考えてみよう。

系譜上で尾八重米良氏の祖とされる、二代重治の子重秀は寛永一五年七月一三日に死去するが、その墓碑背面には次のような記載がある。

(前略) 于時慶長丙申(元年―筆者註) 日州縣城主與高橋氏及爭論事甚以大切也、其時領主御舎兄岩見守重良公就御病身為御名代重秀大坂江出府、縣主ニ及訴詔処、太閤秀吉公被問召上與為米良家勝利、即安堵之御朱印為頂戴之、其刻名ヲ茂少兵衛尉ト被相改、御暇首尾能賜下埝山(後略)³⁵⁾

これによると、慶長元年に米良氏と日向国縣城主高橋元種が争論に及び、病床の兄重良の名代として出府して訴詔したとする。結果米良氏側の勝訴となり、秀吉から朱印を拝領したという。その後慶長の役から関ヶ原合戦直後まで、米良氏の行動を追える史料は無い。

慶長六年、家康は人吉城主相良長毎に宛てた黒印状を発給する。

米良山之儀、如前々鷹巢山被仰付候、然者彼巢山へ弓鉄炮一切

不可入候、并於巢山之中山畑燒候事、是又可停止候、以右之旨、

米良小右衛門尉堅可被申付候也

慶長六年

九月廿九日

御黒印

相良左兵衛尉殿²⁶

米良山に鷹巢山を設定し、弓・鉄炮類は一切持ち込まず、巢山中の焼畑も堅く禁止する事を米良小右衛門尉に申し付けるよう相良毎に命じたものである。小右衛門尉とは米良重隆のことである。黒印状の宛名が直接小右衛門こと米良重隆ではなく、相良左兵衛こと長每であることに注意する必要がある。すなわち米良山の鷹巢山支配するのは相良氏であり、米良氏は鷹巢山守の「役」を間接的に拝命したことになる。『求麻外史』ではこれ以降「米良氏遂為我附庸」としている。ここに米良氏は人吉藩の支配下に置かれることになる。²⁷

しかし、その二年後の慶長八年四月、米良山と椎葉山の帰属をめぐり縣城主高橋氏と相良氏とのあいだに出入りが起こる。

已上

米良山・椎葉山出入ニ付、可有言上由承候、双方間柄ニ候条申
 慶候、何ニ従公儀御国改可有之候得共、肥後国之内ニ候者、両
 山共ニ其方可有御進退候、日向之内ニ候者高橋可被申付候、先其
 内者米良山御取次、其方御沙汰尤候、椎葉山之儀者、高橋取次
 可有之由申渡候、併米良甚左衛門儀者、従最前高橋方江奉公申
 由ニ候間、如元被召仕様ニ申定候、万ニ御改相延候者得其意可
 進之候、恐々謹言

慶長八年

片市正

卯月廿日

且元判

相良左兵衛殿

黒筑前守

長政判

御宿所²⁸

すなわち、椎葉山・米良山が肥後国であれば相良氏が領し、日向国であれば高橋氏が領すべきこととし、米良甚左衛門については以前より高橋氏へ奉公しているので、そのまま召し使うようにと指示している。

米良甚左衛門については高橋元胤の扶持人であったことしか明らかでないが、一〇月一六日付の且元から長政に宛てた書状では、高橋氏が甚左衛門を相良氏および米良小右衛門に届け出なく「糺明」したため、伏見・大坂の高橋家留守居を呼び問い糺したこと、米良小右衛門が高橋氏領内に直接「返答」しようとしたのを相良氏が押しとどめたことなどがわかる。甚左衛門は米良氏の一族で高橋氏に奉公していた者であったが、高橋氏領である渡川地域をめぐって諍いがあったようであり、それが幕府に通報されたと考えられる。なお、国改めの結果、椎葉山は日向国、米良山は肥後国とされたが、高橋氏が慶長一八年に改易されたため、椎葉山は幕領²⁹、米良山が相良氏領とされた。

米良山には鷹巢山が三箇所―木浦の赤松尾・勘米良の榎木谷・中保―設定され、相良氏の支配のもと、実質的な管理は米良氏が行った。時代は降るが、延享三年一二月五日付老中連署奉書では次のようにある。

米良山之儀、如前々鷹巢山被仰付之条、巢山中江弓・鉄炮一切不可入之、并山畑焼之事為停止之間、慶長六年九月廿九日御黒印、寛文四年六月朔日・貞享二年六月十三日・享保三年十二月廿一日守奉書之旨、弥堅可申付由上意ニ候、此旨米良主膳急度

可被申渡者也、仍執達如件

延享三寅

十二月五日

伯耆守 判

隱岐守 判

相模守 判

相良政太郎殿

雅楽頭 判^④

慶長六年「家康黒印状」と同じ内容の奉書が、寛文四年・貞享二年・享保三年に発給されていたことが分かる。奉書の宛所は「相

良政太郎殿」であり、翌年正月七日に人吉城下に届けられた。藩は米良山に対して「鷹巢山奉書」を拝領すべく人を差越すよう命じ、出頭した米良家臣に一三日人吉城内で奉書を読み聞かせ、その写を主膳に渡すよう指示している。

人吉藩による椎葉山・米良山支配は必ずしも順当に行われていたわけではない。幕府は正徳二年六月に、全国の大名預所の廃止を通達しているが、椎葉山は例外とされた。そのため藩は、翌正徳三年正月付で、幕府へ次のような願を出している。

覚

肥後国之内

米良山

日向国之内

椎葉山

右、従先規支配被仰付置候両山之内、椎葉山者拙者城下より手遠ニ茂有之、其上国茂違、山中之者共何之弁茂無之、尤頭立候者茂無之、何茂偏屈成者共ニ而、従前々同姓志摩守迄茂漸支配仕候、拙者儀年若ニ茂御座候間、両山迄支配仕候段、往々之儀無覚束奉存候、志摩守儀も此段別而心遣ニ奉存候、椎葉山支配御免被下候様ニ願ハ不被申上候得共、何卒被遊御免被下候様申

上度心底ニ御座候、先年細川越中守殿支配所肥後国五ヶ庄願被申上、御代官支配被仰付候由承知仕候、箇様之手筋茂被仰付被下候者難有仕合可奉存候、米良山者私領同国と申、米良主膳山中を領罷在候得者、末々之者迄椎葉山中之者共之様子ニ者無御座候、両山共ニ支配御免被下候様申上候儀者如何敷奉存候間、願者右之内椎葉山支配此節被遊御免候様被仰付被下候者難有可奉存候、以上

(正徳三) 正月廿三日

御名^④

人吉藩は特に椎葉山支配に手を焼いており、その理由として、米良山と違って人吉城下より遠いこと、国が違うこと(椎葉山は日向国)、「頭立候者」がいないこと、などを挙げている。これに対して米良山は米良主膳家が山中を「領」しているのので、「末々之者迄」椎葉山とは異なるとしている。人吉藩は熊本藩領であった肥後国八代郡の五家荘が貞享二年に幕領になった例を持ち出し、両山の支配返上は難しいであろうから、せめて椎葉山支配は免じてくれるよう願出ているのである。

これに対して幕府は、三月二三日に老中井上河内守より「此段者難叶訳ニ候間、先規之通御支配被成候様^④」と、願いを却下する旨が正式回答として人吉藩に伝えられた。同日付で米良主膳へは人吉の家老から口上書写が遣わされ、椎葉山へは住民の代表を城下へ呼んで申渡している。

実際、人吉藩にとって椎葉山・米良山の支配は財政的にもかかなり負担になったようである。明和二年二月「椎葉・米良山支配之由来^④」では、米良山について「山野而已ニ而八木払底故、主膳

江者相応ニ助力米等差遣」ていゝという。藩は米良山への助力米を「年々物入等相増候得共、其所者御手伝と奉存候而相勤申候」といふように、幕府への「御手伝」＝「御奉公」と位置づけていゝのである。もつとも藩は、両山への「御手伝」を強調することゝ、来春以来の「御馳走御用」の免除を願ひ出るなどしたたかな一面も有してゐた。

三 米良氏の家督相続

米良山領主である主膳家が家督を相続する際には、どのような手続きが取られたのであろうか。内容から寛永七年と推定される、六代重隆から孫の重季への家督相続について、酒井忠勝奉書をみてみよう。

以上

御状令拜見候、然者米良主水方世継之子息米良弥太郎方永々相煩、去五月就死去、弥太郎方子息八歳罷成候間、主水跡目此孫ニ被仰付候様有度之由、令得其意候、右之趣達御耳候処、如前々可申付之旨被仰出候間、可被得其意候、委細者安倍四郎五方より可被申達候間、不能詳候、恐惶謹言

八月十一日

酒井讚岐守

忠勝（花押）

相良壱岐守様 御報

主水は六代重隆、弥太郎は八代重季である（米良氏系図参照）。重隆の三男で永煩いであつた弥太郎重季が五月に死去したため、

八歳になる孫の則隆に家督を譲りたい旨を幕府に届け出、將軍家光の裁許によりそれが認められたといふものである。その際に、米良家の家督相続を幕府に願ひ出たのは相良壱岐守頼寛であり、相良氏を介しての幕府上申であつた。子細と指示は旗本安倍正之によつて書状で通知されている。

急度令啓上候、然者米良主水殿跡式之儀、去比被仰越候、其御之御報ニ具ニ如申入候、酒井讚岐守殿御月番之時分故、一ツ書を以子細を申上候つる、其段被達上聞候処ニ、相良壱岐守次第如前々可申付旨御誼ニ候、因茲讚岐守殿方御奉書被遣候、弥拙者方様子可申入由ニ付而如此候、

右之趣主水方へ被仰渡、以飛札成共御札被申上可然候、就中貴様方も御奉書之乍御受、以御使者御札被仰上尤ニ奉存候、委細者先書ニ申進候間令省略候、恐惶謹言

安倍四郎五郎

八月十三日

正之（花押）

相良壱岐守様

人々御中

この書状も安倍から相良宛であり、家督相続の認可を米良重隆に伝達し、飛札で御札を申し上げるよう指示している。さらに「尚々書」には次のようにある。

尚以讚岐守殿拙者へ御尋候者、此跡代々次目之御札被申上候時分、御老中連判之奉書被遣候哉、如何与被仰候、久儀ニ候条存者寛不申候、乍去弥次郎相果、弥太郎次目之御札被申候時分者、相良左兵衛殿弥太郎を被召連、様子被仰付、則相済

候かと存候、然間御奉書之儀者寛不申候旨申上候、今度も参勤可仕儀ニ候得共、壹岐守殿者在国、主水者大老、弥太郎子者幼少故、参府不能成趣を逸々申達候、此書状之趣主水へ可被仰聞候、以上

酒井が、家督相続の御礼には老中連判状を遣わすかどうかを安倍に尋ねたところ、安倍は覚えていない、弥太郎(重季)の相続では相良頼寛が弥太郎を伴い御礼を申し述べれば済み、奉書は記憶にないと答えている。家督の御礼には参勤すべきであるが、頼寛は在国中であり、重隆は「大老」、弥太郎の子則隆は「幼少」であるため参勤できない旨を上申してきたので、書状の内容を重隆に伝えるよう頼寛に命じている。

孫則隆への家督相続を認められた重隆は、九月四日付で頼寛に「御前之儀以御取合、悴家相続申儀誠以生々世々忝奉存候⁴⁷」との書状を書き送っている。

享保五年七月二五日に二代則元が江戸で急死した際の事例についてみておこう。同年四月、米良則元は江戸に参勤していたが、痲瘡に罹ったため老中へ病気の旨を届け出ていた。療養を命じられたものの快復せず、五月二二日に急死してしまう。人吉藩主相良長興は、亀之助に米良山を相続させるべき願書を七月一日に老中井上河内守へ提出した。同月二五日に相良家留守居が老中宅へ呼ばれ、亀之助の家督相続を認める書付を渡された。人吉藩では早速御請使者を派遣するとともに、藩主長興の名代として嗣子長在が相続御礼として各老中宅を回礼している。また米良山にはその旨を知らせるため菊池仙右衛門が使者として派遣され、次の

ように伝達した。

覚

一、今般山中相続被仰付候、為御礼亀之助御城下へ被罷出候儀ハ幼少之事ニ候間、以使者御礼被仰上候而茂可然候

一、主膳与申名、代々之儀ニ而公儀へも御家中も御存知之事ニ候間、亀之助ヲ主膳ニ被相改、可然与之御意ニ御座候

一、亀之助方より為御礼江戸御屋敷へ使者不及被差上候、先格之通以飛札被仰上候様ニとの御事ニ候⁴⁸

すなわち、このたびの家督相続に関し、亀之助は幼少のため人吉城下へは御礼の使者を遣わすこと。亀之助を主膳と改名するよう「御意」があったこと、亀之助から江戸屋敷への御礼使者は不要であり、先格通り飛札を出すこと、などが人吉藩から指示された。亀之助は早速主膳と改名し、相続御礼の使者を城下へ派遣した。九月六日には御館で家老たちと対面して「太刀銀・馬代・二種壹荷」を献上した。長在やその奥方・門葉方へ祝儀を進上するとともに、江戸の老中へも使者を派遣している。以上のように、米良氏の場合家督相続は、幕府への届け出から許認可・相続御礼に至るまで、人吉藩を介して行われていたことが分かる。

四 米良氏の参勤

(一) 歴代当主の参勤状況

交代寄合の参勤については、一八世紀中頃には隔年参勤する家が九家、定府が七家、定府の那須家を除く那須衆三家は毎年一二

月参府四月御暇、信濃衆三家は天明四年以降毎年一家ずつの参府など様々であり、在府期間も短い場合が多かった。⁽⁴⁹⁾ 米良氏の場合、歴代当主は「五ヶ年目々ニ参府御目見仕候」と、五年に一度参勤していたようであるが、当主が幼少である場合などは年延べされる場合もあった。⁽⁵¹⁾ 歴代当主の参勤状況を示したのが第1表である。

これによると重隆が参勤して家康・秀忠に御目見して以降、則信まで歴代将軍に数度御目見したとするが、「年月不知」とするものが多く、実際に参勤して将軍に御目見していたかは明らかでない。また則信まで家督相続した年月も不明であり、相続の御礼に参勤していたかも不明である。ただし寛文三年八月一日条には「相良遠江守頼喬に隷属せる米良主膳則重就封のいとま給ふ」とあり、則重が将軍家綱に御目見していたことが確認できる。正徳二年以降は年月が明記されており、原則として五年に一度ではあるが定期的に参勤していたことがわかる。

米良氏の参府に際しては人吉藩から幕府へ参勤願が出され、人吉藩を通じて米良氏へ伝達された。享保八年二月八日の則純からの飛札では次のようなやりとりがあった。

（前略）米辰年参府年ニ相当候、未た年少候間、長在公御在府之中、江府参上候様ニ仕度願之趣申越、此度者当九月御参府之上御伺、追而可被成御差図旨也、且主膳事依幼少為諸事衛護、江戸御屋敷迄同姓五郎兵衛則信相伴⁽⁵²⁾、後、將軍御目見相済次第同道帰山仕度旨申越候得共、此段者隠居之事候間、年内証附添出府候儀者用捨候様御返答有之候事⁽⁵³⁾

来年は参府の年にあたるが、則純が幼少のため、相良長在が在

府中に参勤したいとの願を聞いたが、今年九月に参府の予定であるので追って指図がある旨を回答している。また則純護衛のため人吉藩江戸屋敷まで先々代則信が同道し、將軍御目見が済み次第帰山したい旨を上申したところ、則信は隠居の身であるからと付添出府を認められている。

米良氏の参勤日程は前年に人吉藩から用番老中に伺いが出され、「来春御伺候様ニ」と指示されたり、「可為勝手次第」と願書に付札で回答され、藩ではその旨を飛札で米良山へ伝えている。⁽⁵⁵⁾ 延享三年、米良主膳則純が来年参府年のため、相良頼峰は一月二七日付で御用番酒井雅楽頭へ次のような伺書を出した。

米良主膳

右主膳儀、去亥年参府仕候、来卯年出府年ニ而御座候、従先規五箇年ニ一度宛出府仕御礼申上候、前々之通来年四月中致参府候様可仕哉奉伺候、以上

十一月廿七日

相良政太郎⁽⁵⁶⁾

これに対して酒井は、二九日に「可為伺之通候」との付札で回答している。人吉藩ではその旨を翌年正月七日に在所に伝え、米良主膳へ通知した。主膳からの請書は正月一四日に江戸へ送られ、二月三日に江戸に到着した請書は同月一五日付で酒井へ届けられた。

私支配米良主膳儀旧冬奉伺、当年四月中出府可仕旨被仰出候趣、於在所主膳江申聞候処、奉畏難有仕合奉存候、此段為可申上、以使者申上候、以上

二月十五日

相良政太郎⁽⁵⁷⁾

第1表 米良山領主の参勤状況

領主	年	西暦	事項	家督年月	隠居・死去
米良重隆 1570～1653	不明 元和1 不明	1615	秀吉に一度目見 家康に初目見 秀忠に二度目見	不明	承応2(1653)年8月18日卒 主水 妻：重鑑女
米良重直 1601～1630	不明		秀忠に二度目見	不明	寛永7(1630)年6月14日卒 織部 妻：重朝女
米良重季 1607～1638	不明 寛永15	1638	家光に初目見 家光に二度目見	不明	寛永15(1638)年4月8日卒 弥次郎
米良則隆 1631～1669	正保1 慶安2 承応2	1644 1649 1653	家光に初目見 家光の二度目見 家綱に初目見	不明	寛文9(1669)年10月20日卒 兵部 妻：重直女
米良則重 1641～1682	承応2 明暦2 ～ 延宝4 天和1	1653 1656 ～ 1676 1681	家綱に初目見 家綱に6回目見 綱吉に初目見	不明	天和2(1682)年12月15日卒 主膳 妻：犬童喜兵衛女
米良則信 1665～1739	貞享1 正徳2	1684 1712	綱吉に初目見 (計8回目見) 家宣に初目見	不明	正徳5(1715)年隠居 元文4(1739)年9月5日卒 妻：万江長右衛門女
米良則元 1691～1720	享保1 享保5	1716 1720	吉宗に初目見 吉宗に目見	正徳5(1715)年	享保5年5月22日卒 妻：愛甲次左衛門女
米良則純 1711～1765	享保12 享保16 享保20 元文4 寛保3 延享4 宝暦1 宝暦5 宝暦9 宝暦13	1727 1731 1735 1739 1743 1747 1751 1755 1759 1763	吉宗に初目見 目見 " " " 家重に初目見 家重に目見 " " " 家治に初目見	享保5(1720)年	明和2(1765)年3月5日卒 妻：則元の弟則高女
米良則敦 1753～1807	明和7 安永3 安永7 天明2 天明6 寛政2 寛政6 寛政10	1770 1774 1778 1782 1786 1790 1794 1798	家治に初目見 " " " " 家斉に初目見 家斉に目見 " "	明和2(1765)年	享和1(1801)年隠居 文化4(1807)年5月5日卒 妻：相良織部頼直女
米良則順 1786～1848	享和2 文化3 文化7 文政1	1802 1806 1810 1818	家斉に初目見 家斉に目見 " "	享和1(1801)年11月13日	文政1(1818)年隠居 嘉永1(1848)年9月5日卒 妻：31代相良長寛女
米良榮叙 1804～1848	文政5 文政9 文政13 天保5 天保9 天保13 弘化3	1822 1826 1830 1834 1838 1843 1846	家斉に初目見 家斉に目見 " " 家慶に初目見 家慶に目見 "	文政4(1821)年10月29日	嘉永1(1848)年12月7日卒 妻：32代相良頼徳弟頼匡女
米良則忠 1830～1907	弘化3 安政1 安政5 文久2	1846 1854 1858 1862	父榮叙とともに参府 家定に初目見 参府延引 参府延引	嘉永3(1850)年3月28日	明治40(1907)年11月30日卒 妻：33代相良頼之女 後室：人吉藩黒木十兵衛女

(註)「米良主膳系譜」(熊本県立図書館蔵相良文書)・『西米良村史』より作成。

則純は予定通り四月に参府し、江戸での御目見を果たして、五月二七日江戸を発足し、七月一日米良へ無事帰山した。

(二) 米良氏の参府経路

米良氏の参府については参府日記が五例残されている。³⁸⁾ このうち経路や宿泊地が分かる四例から、米良氏の参府状況をみてみよう。

米良氏の参府経路としては、板谷から人吉へ出て北上する西廻りコースと、渡川から細島へ出てそこから乗船する東廻りコースがあった。米良氏は原則として五年（実質は四年）ごとに参府し、三月一〇日前後に在所を発ち、四月中～下旬に江戸に着くという行程であった。以下それぞれのコースを具体的に見ていこう（第2表参照）。

西廻りコース

享和二年の参府は西廻りコースが取られた。三月一日に在所を発ち、その日は板谷村に止宿。以下人吉城下（泊）から八代（泊）～川尻（泊）～植木～高瀬（泊）～筑前国羽犬塚（泊）～内野（泊）、飯塚から川舟で豊前黒崎町まで下る（泊）。翌日乗船するが二二日まで滞船し、二三日に出舟し下関に入船。ここに二五日まで滞船し、二六日出舟して瀬戸内海に入る。室積～上関～岩井～大坂富島から川舟で安治川を上り大坂相良屋敷着。ここに九日まで滞在し、一〇日川舟で伏見へ上り、大津から東海道を東上し、草津（泊）～土山（泊）～四日市（泊）～桑名～宮原（泊）～藤川（泊）

～荒井（泊）～袋井（泊）～大井川～岡部（泊）～安部川～油比（泊）～三島（泊）～小田原（泊）～戸塚（泊）、四月二三日に人吉藩上屋敷に到着している。ほぼ四〇日ほどの日程であった。

東廻りコース

文化三年の参府では日向国に出る東廻りコースが取られた。三月一日に在所を発ち、銀鏡から渡川（泊）～神門～坪屋（泊）、山陰から川舟で佳原番所を通り、一三日細島新町泊。ここに一八日まで滞在して酒宴・芝居に興じている。一九日細島を出帆し、二一日には臼杵城下を見物し、出船・滞船をくり返して瀬戸内海に入り、御手洗から四月二日多度津に着き、金比羅宮に参詣している。その後赤穂～一ノ谷～尼崎、九日木津川に入り、翌日大坂蔵屋敷に入った。一二日まで滞在し、一四日に大津から東海道に入り、あとは西廻りコースと同じである。ほぼひと月の船旅であり、四月二六日に江戸に到着した。

なお、江戸から国元への経路としては、東海道と中山道の二つのコースがあったが、大坂以降は瀬戸内～日向国細島～坪屋～渡川～小川着というコースであった。

(三) 江戸滞在日程

参府した米良氏は、江戸ではどのような行動をとったのであるうか。ここでは文化三（一八〇六）年に参府し、四月二六日から五月二十日まで江戸に滞在した米良則順の動向を見てみよう³⁹⁾（第3表参照）。

第 2 表 米良氏参勤通路

享和 2 (1802) 年 3.11 ~ 4.23・5.18 ~ 6.29	文化 3 (1806) 年 3.11 ~ 4.26・5.20 ~ 7.10	文政 5 (1822) 年 3.10 ~ 4.15・6.18 ~ 8.2	文政 9 (1826) 年 3.11 ~ 4.24・5.27 ~ 7.24
上り			
3.11 在所発足～板谷村宿	3.11 在所発足～銀鏡～川之口廻～渡川庄屋宅宿	3.10 在所発足～銀鏡、渡川庄屋方宿	3.11 在所時発足～村所・板谷小休、横谷宿
3.12 人吉九日町客屋宿	3.12 出立～神門庄屋休、八ツ山～坪屋宿	3.11 出立～神門庄屋小休～坪屋庄屋方宿	3.12 出立～湯前～多良木～人吉客屋宿・晩宴
3.13 客屋裏より乗船、八代利三郎宅宿	3.13 山陰舟場～川舟～佳原番所～新町	3.12 出立～山陰川舟～佳原番所～新町木綿屋方宿	3.13 川舟～八代飯屋
3.14 尾川昼休、川尻山田長八方宿	3.14 乗船祝	3.13 ~ 15 乗舟・滞船	3.14 ~ 小川小休～●川尻町口本陣宿
3.15 植木町昼休、高瀬荒木屋宿	3.15 酒宴	3.16 ~ 17 細島湊出舟～豊後よの津入舟	3.15 ~ 植木小休～山鹿浜屋宿・入湯
3.16 南之関昼休、羽犬塚藤七方宿	3.16 ~ 18 酒宴・芝居	3.18 出舟～佐賀関～硫黄灘	3.16 南関昼休～羽犬塚良藏宅宿
3.17 崎崎薩摩屋昼休、内野大葉方宿	3.19 細島湊出舟～	3.19 ~ 20 嵐にて安芸大崎滞船	3.17 ~ 崎崎薩摩屋休～●内野本陣宿
3.18 飯塚長崎屋昼休～川舟～黒崎町八幡屋宿	3.20 臼杵領下野入船	3.21 臼杵城下見物	3.18 長尾川越～飯塚～川舟～小屋瀬～黒崎八幡屋宿
3.19 乗船 (滞船)	3.21 臼杵城下見物	3.22 滞船	3.19 出舟～若松乗舟
3.20 ~ 22 滞船	3.22 滞船	3.22 出舟～丸亀～弓島滞船	3.20 若松出帆～下関
3.23 出舟～下関入舟	3.23 肥後領上関湊入舟	3.23 出舟～小豆島着	3.21 周防防灘～舟泊
3.24 ~ 25 下関滞船	3.24 ~ 25 滞船	3.24 滞船～出舟	3.22 早朝出帆～室住
3.26 出舟	3.26 出舟～乗流	3.25 明石沖～兵庫	3.23 ~ 上関～舟泊
3.27 「ぞふし」滞船	3.27 長はへ沖	3.26 木津川着船	3.24 滞船
3.28 三里跡むろずみ湊入舟	3.28 出舟～風八重沖～御手洗湊入舟	3.27 大坂蔵屋敷着	3.25 大崎内めばる沖屋方～備後尾道
3.29 出舟～上関入舟	3.29 出舟～弥ばる崎湊入舟	3.28 ~ 29 滞在	3.26 滞船～鱈屋入湯
4.1 ~ 2 上関滞船	4.1 出舟～ともの沖	4.1 淀舟乗～	3.27 昼後出帆～備後不入津
4.3 出舟～岩井湊入舟	4.2 出舟～多度津着舟、金比羅参詣～寅屋方宿	4.2 伏見板谷方着～◎草津脇本陣播磨屋方宿	3.28 出帆～丸亀
4.4 出舟～下毛津井湊入舟	4.3 出立帰舟～よしま	4.3 出立～土山萬屋方着宿	3.29 吉島出帆～舟泊
4.5 出舟～家島瀬戸泊	4.4 出舟～高松領男木沖	4.4 出立～●四日市本陣江戸屋宿	3.23 晦出帆～半窓沖～備前大たぶ島着、滞船
4.6 出舟～鯉川着舟	4.5 出舟～なを島入舟、祐原稻荷参詣	4.5 出立～桑名町～●本陣にて小休～宮宿小出方宿	4.1 風強滞船
4.7 富島より川舟、相良蔵屋敷泊	4.6 出舟～赤穂領湊	4.6 出立～藤川宿大西方宿	4.2 ~ 3 滞船
4.8 ~ 9 滞在	4.7 出舟～一ノ谷沖	4.7 裏道通～二川松坂屋方宿	4.4 昼後出帆～室入津
4.10 出立～川舟	4.8 出舟～尼崎沖	4.8 出立～浜松～天竜川渡～◎脇本陣川嶋屋方宿	4.5 滞船入湯
4.11 伏見板坂方着舟、大津昼休、草津米屋直太郎方宿	4.9 出舟～木津川～五番之棒木着	4.9 出立～袋井～掛川～日坂～◎島田脇本陣宿	4.6 出帆～兵庫滞船
4.12 土山万屋宿	4.10 勘助島着～迎舟、乗舟～蔵屋敷着	4.10 出立～駿府～◎奥津宿脇本陣市川方宿	4.7 出帆～安治川入津
4.13 四日市浜田屋宿	4.11 ~ 12 滞在	4.11 出立～藤川出水～◎蒲原脇本陣草賀屋宿	4.8 川舟～相良屋敷着
4.14 桑名城下入、福嶋屋方より船渡、宮原松屋方宿	4.13 乗舟	4.12 藤川舟渡～●沼津本陣中村方宿	4.9 ~ 10 滞在
4.15 藤川橋屋方宿	4.14 伏見板谷方着～大津昼休～草津伊勢屋方宿	4.13 出立～箱根川田方小休～◎小田原脇本陣虎屋方宿	4.11 淀舟乗船
4.16 荒井越後屋方宿	4.15 ●土山本陣宿	4.14 出立～◎戸塚脇本陣松本屋方宿	4.12 伏見～●草津本陣
4.17 袋井大田八蔵方宿	4.16 四日市太田方宿	4.15 出立～品川武蔵屋小休～相良家上屋敷着	4.13 ~ 土山宿
4.18 大井川～岡部川野屋宿	4.17 桑名町～乗舟、宮小出方宿		4.14 関～●四日市本陣
4.19 安部川～油井岩鍋方宿	4.18 鳴海～岡崎～藤川大西方宿		4.15 ~ 桑名福島屋浦乗船～小出宅宿
4.20 三島山田屋方宿	4.19 荒井立寄～舞坂宮崎屋方宿		4.16 ~ 大浜立場～岡崎～●藤川本陣宿
4.21 小田原寅屋方宿	4.20 浜松～日坂宿		4.17 ~ 赤坂～荒井～●舞坂本陣宿
4.22 戸塚中野屋方宿	4.21 大井川～安部川～府中上坂方宿		4.18 ~ 掛川浅野屋宿
4.23 相良家上屋敷着	4.22 富士川～原高田方宿		4.19 金谷～島田～岡部中野方宿
	4.23 沼津～●峠宿本陣柏屋方宿		4.20 安部川～府中～江尻～◎油井脇本陣
	4.24 荒井～湯元～小田原～大磯藤屋方宿		4.21 沼津～●三島本陣
	4.25 馬入川舟渡～神奈川米屋方宿		4.22 箱根～小田原宿
	4.26 鈴ヶ森～品川～相良家上屋敷着		4.23 平塚～●戸塚本陣
			4.24 生麦昼飯～品川～相良家上屋敷着

交代寄合米良氏と人吉藩（大賀郁夫）

下り			
5.18 出立～大宮松本方宿	5.20 出立～品川～戸塚内田方宿	6.18 出立～大森小休～戸塚内田方宿	5.27 出立～品川～戸塚内田方宿
5.19 熊谷鯨屋方宿	5.21 馬入川舟渡～小田原高砂屋方宿	6.19 出立～◎小田原脇本陣清瀬屋方宿	5.28 ～大磯～小田原片岡方宿
5.20 高砂大極屋方宿	5.22 箱根関所～●三島本陣世古方宿	6.20 出立～箱根関所～●本陣川田方小休～三島世古方宿	5.29 箱根関所～三島大和屋宿
5.21 碓井関所～軽井沢佐藤方宿	5.23 富士川～沼津～油井岩鏡方宿	6.21 出立～沼津～富士川渡～◎油井脇本陣羽根方宿	6.1 ～油井羽根方宿
5.22 おたい中継方宿	5.24 駿府～安部川～●藤川本陣村松方宿	6.22 出立～安部川亀屋方小休～岡部川野方宿	6.2 夜明出立～府中～安部川～岡部宿
5.23 塩尻喜太右衛門宿	5.25 島田～袋井太田方宿	6.23 出立～袋井太田方宿	6.3 ～袋井着宿
5.24 ミ屋の越孫右衛門方宿	5.26 天竜川舟渡～浜松～舞坂舟渡～越後屋方宿	6.24 出立～舞坂～荒井番所～●白須賀本陣切屋方宿	6.4 舞阪～白良須賀宿
5.25 福島関所～●野尻本陣宿泊	5.27 藤川～茶屋三升屋方宿	6.25 藤川宿大西方宿	6.5 吉田～藤川大西方
5.26 中津川森方宿	5.28 鳴滝～茶屋伊勢屋方宿	6.26 出立～鳴海～●引宮本陣小出方宿	6.6 大浜～宮小出方宿
5.27 御嶽多田方宿	5.29 桑名迄舟渡～四日市江戸屋方宿	6.27 桑名渡～福島屋方小休～●四日市本陣江戸屋方宿	6.7 出舟～桑名～四日市江戸屋方宿
5.28 太田川～叶町・松波藤右衛門宿	6.1 ～9 伊勢参詣・京見物	6.28 ◎土山脇本陣萬屋方宿	6.8 忍にて伊勢参詣
5.29 がふと川～さめが井立木方宿	6.10 大阪蔵屋敷参着	6.29 草津播磨屋方宿	6.9 ～16（記載無し）
6.1 伏見京橋板屋方着～川舟～	6.11 ～12 滞在・見物	6. 晦伏見板屋方着～夜舟渡	6.17 伏見～淀川舟～大坂相良屋敷着
6.2 大坂玉衛橋着舟～	6.13 ～15 乗舟・滞船	7.1 大坂蔵屋敷着	6.18 ～22 滞在
6.6 蔵屋敷滞在	6.16 出舟～乗流	7.2 ～7 滞在・見物	6.23 木津川元舟乗込～美々津丸乗舟
6.7 迎舟に乗舟～滞舟・所々見物	6.17 小豆島～乗流	7.8 夕方乗舟～	6.24 昼頃出舟
6.11 ～12 勘介島滞舟	6.18 御手洗湊入舟～廿日市屋方入湯	7.9 明石滞船～出舟	6.25 淡路島舟掛
6.13 出舟～乗流	6.19 滞船～出舟	7.10 多度津着・滞船	6.26 出帆
6.14 ～15 乗流	6.20 大山寺沖～乗流	7.11 金比羅参詣～晩方出舟	6.27 多度津着舟・金比羅宮参詣
6.16 出舟～多度津入、金比羅参詣	6.21 上関～	7.12 安芸大崎着船	6.28 昼前出帆
6.17 出舟～軺沖	6.22 下野入舟	7.13 安芸御手洗着船	6.29 昼過備後軺着舟
6.18 出舟～今治瀬戸	6.23 出舟～乗流	7.14 ～18 滞船	6. 晦日 滞舟・上陸
6.19 出舟～乗流	6.24 加満湊入舟	7.19 早朝出舟～長州上関着滞船	7.1 ～3 滞舟
6.20 ～佐賀関沖～	6.25 出舟するも帰湊	7.20 ～24 滞船	7.4 夜出帆、今治沖
6.21 出舟～中浦八島	6.26 出舟～蒲江沖～よのづ湊入舟	7.25 出舟～豊後鶴崎沖	7.5 昼後御手洗舟掛
6.22 島野浦滞舟	6.27 ～7.2 滞船	7.26 細島湊着～着船祝～木綿屋宿	7.6 八代島へ舟掛
6.23 細嶋湊着舟、木綿屋方宿	7.3 出舟～乗流	7.27 ～28 滞在	7.7 ～8 滞舟
6.24 着舟祝	7.4 乗流	7.29 出立～佳原～山陰川渡舟～坪屋庄屋方宿	7.9 出帆、上関入舟
6.25 ～26 滞在	7.5 細島湊入舟～着船祝～木綿屋方宿	8.1 出立～神門庄屋小休～渡川庄屋方宿	7.10 ～14 上関滞舟
6.27 出立～桂原口屋～山陰舟場	7.6 ～7 滞在	8.2 出立～一之木浦渡瀬～吉田社小休～小川帰着	7.15 朝五ツ半出帆
6.28 田之原口屋～神門庄屋小休～渡川庄屋宅宿	7.8 出立～佳原番所～山陰昼休～坪屋庄屋宿		7.16 八嶋～伊豫
6.29 出立～銀鏡墓参～尾八重～小川着	7.9 神門明神休居～渡川庄屋方宿		7.17 したない沖
	7.10 銀鏡～小川着		7.18 島之浦沖夜明～細島着舟・祝儀
			7.19 富高陣屋方使者
			7.20 木綿屋泊
			7.21 出立～細島町～坪屋泊
			7.22 大雨にて滞留
			7.23 出立～神門～渡川庄屋方泊
			7.24 出立～横平～尾八重～小川帰着

（註）「享和二壬戌年参勤」（『西米良村史』）・「文化三丙寅年参勤」（『同』）・文政五壬午年「参府旅中記録」（『同』）・文政九丙戌年「参府方日記」（『同』）より作成。

●本陣、◎脇本陣。但し確認できるもののみ。

享和元（一八〇一）年一月に家督を相続した則順は、翌二年と文化三年・同七年・文政元年の四回参府している。文化三年三月一日に在所を発ち、東廻りコースで細島から瀬戸内へ大坂へ東海道を通り、四月二六日に江戸に到着した。人吉藩上屋敷に到着した則順は家老・用人・留守居らと面会し、藩主相良頼之にも目通りして二汁五菜料理・吸物・酒などを振る舞われた。翌日は明後日に老中回勤を予定している旨を届け出、二九日、明け六ツ時に屋敷を出て人吉藩留守居同道にて老中邸を訪ね、口上書を提出する。その際の供回りは、米良善右衛門・那須兵右衛門のほかは、供侍一人、先払い三人、手鑓・挟箱各一人、馬口付二人、監笠・草履取り・沓箱各一人、笠箱二人、荷手人四人・跡押一人など、総計二〇人ほどは人吉藩江戸詰や雇い足軽たちであった。参府費用や従者数は明らかではないが、弘化三年の参府時では「御参府御供ニ付御旅金御内借取立高」として、一五人から六七両が拠出されている。晦日には藩から近習が使者として、明日の登城では献上物の仕立てまで万事人吉藩の指南通りに行うよう指示がなされている。

五月朔日、明け六ツ時に屋敷を出て、藩留守居同道にて登城した。城中では大広間と蘇鉄間のあいだ泊に着座し、刀は玄関前二間ほど手前で家来に渡し置いた。将軍出御前に、坊主の案内で先例通り御礼席に着座した上で、奏者番より献上物の披露がなされた。将軍家齊と世嗣の大納言家慶の出御があり、御目見と御礼も恙なく済ませ退出した。そのまま西丸へ登城し、大広間で奏者番・大目付・目付へ御礼を言上して退出した。老中へ回礼を済ませた後

第 3 表 江戸滞在日程（文化3・1806年）

月 日	事 項
4月 26日	・相良氏上屋敷へ参着、受込筆が敷台まで出迎え。家老・用人・留守居と面会。家老へ到着の届依頼。藩主に目見、五之間に二汁五菜料理吸物・酒肴賜る。奥方と面会。赤坂物見へ到着。
27日	・老中への回勤を明後日の積。家老・用人・留守居に使者にて干椎貢進呈。手紙にて殿様明日登城にて参府の礼申上とのこと。
28日	・家老より手紙にて当日の御礼について回勤も無いため無用。大安寺へ初尾銀。
29日	・明け六ツ時出宅、留守居同道にて老中邸へ回勤・口上書差出す。人吉藩上屋敷へ参上、梅の間で家老に報告。下屋敷にも立寄。供人は2人と、人吉より18人出る。殿様昨日の登城を手紙にて報告。
晦日	・殿様より使者にて、明け五ツ時登城の旨知らせ。頼合のため上屋敷へ使者。明日の献上物見分のため参上。家老と打ち合わせ。
5月 朔日	・明け六ツ時出宅、登城。留守居同等。大広間蘇鉄の間に着座、坊主に頼み礼席拜見。公方・大納言出御、御礼申上退出。西丸へ登城、大広間に奏者番・大目付・目付へ御礼申上退出。老中へ回勤相良氏より使者にて今日登城し参府御礼済の件満悦につき肴一折進呈。
2日	・上屋敷に参上。梅の間に肴一折拝領。
3日	・愛宕山明神前所々見物。
5日	・上屋敷・下屋敷に参上。供侍4人。目黒参り。
6日	・弓町へ湯がけ頼み。
7日	・昼後出宅、伊東・大嶋・薩摩・秋月各氏へ見舞、口上書差置。
8日	・相良氏昼後より赤坂屋敷へ入り、召呼ばれ次上下で行く。馳走あり。
9日	・山王参詣。
10日	・秋月家より書簡来る。飲肥川崎氏見舞として来る。相良氏より明日四ツ時登城の奉書来る。
11日	・朝五ツ時出宅、登城。檢之間に暇下され縮緬二巻拝領。若年寄堀田正敦より内々で米良家筋について尋事あり。西丸登城、蘇鉄の間に暇下され縮緬拝領。拝領御礼のため回勤。相良氏上屋敷に参上し挨拶、帰宅。相良氏の使者来る。
12日	・吹屋町芝居見物し、両国へ。
13日	・佐土原島津家より使者。芭蕉布五端下さる。目付松平伊織邸へ家臣派遣、前日の尋問の答え返答。
14日	・大嶋兵庫より書簡到来、返書案文を祐筆に依頼。
15日	・上屋敷に参上。松平伊織尋問の件報告。明日四ツ時参上する様使者あり。
16日	・四ツ時上屋敷へ参上、御目見。料理下さる。
17日	・昨日の御礼に参上。沙綾代銀三枚拝領。
18日	・家老暇乞に来、吸物・肴・銚子出す。
19日	・暇乞いに上屋敷へ参上。赤坂へも参上。酒宴あり。
20日	・朝七ツ半過ぎ出立へ品川へ戸塚（中山道經由で帰国）

（註）「文化三丙寅年参勤」（『西米良村史』）p960～969より作成。

人吉藩上屋敷へ参上し、藩主より祝儀として肴一折を拝領している。

その後は愛宕山明神や目黒参りなどを楽しみ、七日には伊東・大嶋・島津・秋月各氏へ見舞を行っている。一日には朝五ツ時に登城し、松間で帰山の暇を下され縮緬二巻を拝領した。また若年寄堀田正敦より内々で米良家筋に関する尋問があり、委細は在所で調べてから報告する旨を回答している。西丸へも登城し、蘇鉄間で同様に暇を下され縮緬を拝領している。退城後上屋敷に参上してその日は帰宅している。一九日まで慌ただしく「先例之通」の儀式や酒宴が続ぎ、二〇日朝七ツ時半過ぎに則順らは江戸を出立し、中山道経由で帰山の途についた。

このように、米良氏は原則として五年に一度参府し、江戸屋敷を持たないため人吉藩上屋敷に仮住まいするが、登城して将軍に拝謁し、老中・若年寄ら幕閣を回動するなど、交代寄合の格式に相応しい役を勤めていたことが分かる。もっとも登城の作法や幕閣への回動などはすべて人吉藩の指南に従ったものであり、その際の供侍や家人などもほとんどが人吉藩から提供されたものであった。

交代寄合でありながら、江戸滞在中の則順は相良頼之に「御目見被仰付」る立場にあったのであり、相良氏の処遇は米良氏を交代寄合旗本としてではなく、まったくの家臣扱いであったといえる。

五 米良氏の領主仕置権

米良氏は米良山においてどの程度領主仕置権を行使できたのであろうか。ここでは貞享二年「米良山毒殺一件」と、宝暦一〇年「相良民部様御支配百姓騒動一件」から、米良氏の領主仕置権について考えてみたい。

貞享元年「米良山毒殺一件」は、貞享元年に参府途中で領主米良則信の家老米良四郎右衛門が、銀鏡の米良源太夫に毒殺されたとして、源太夫とその子助右衛門を切腹に処したというものである。^(註)翌二年正月、米良家家老たちは事の次第を人吉藩家老衆へ報告し、これをうけて人吉藩は米良山から家老を人吉に呼んで事情を聞くとともに、米良山へ調査のため家臣を派遣した。事が「毒殺」とされたため、毒薬の入手経路が詮議されたが解明には至らなかった。この事件で問題となったのは、源太夫を独断で斬罪に処したことである。同年八月二日付で、米良家老たちは次のような託証文を人吉藩家老宛に提出している。

一 於米良山中斬罪申付候族有之節者、先達而球麻江得御内意御差図次第ニ可仕之旨、先年以御条目被仰渡候処、米良源太夫切腹申付候時分右之段致忘却御窺不申上、今更蒙御詮議致迷惑候、此儀聊主膳不念ニ而無之、我々共不屈ニ而右之通ニ候所、無異儀被差置誠以忝次第ニ奉存候事

一 自今已後何篇によらず、公儀回愆而御仕置方御差図少茂違背不仕被仰付候趣可奉守其旨事^②

米良山で斬罪すべき者がいる場合は、事前に人吉藩の内意を得

てその差図に従うよう条目で指示されていたにもかかわらず、源太夫に独自の判断で切腹させたことが問題となっているのである。米良家老たちは主膳の「不念」ではなく、自分たちの落度であると認め、詫証文を提出した。このことは、米良氏が自らの家臣に對する仕置権が無いことを示すものであったことを物語っている。

次に宝曆一〇年「相良民部様御支配百姓騒動一件」についてみてみよう。この事件は、宝曆一〇年四月から明和五年五月にかけて、米良山川筋に住居する者たちが大勢薩摩藩領須木に逃散したものである。

次の史料は、人吉藩が四月二一日付で隣藩延岡藩に事情を説明したものである。

一筆致啓上候、民部支配米良主膳領分之内川筋と申所之者、去年以来入組之儀有之候付於江府公儀へ御伺被申上候処、右之者共民部城下江召呼、遂吟味候様御差図相済申候、依之万一御領内へ於逃散者被御留置、御内々被仰知可被下候、頼存候、右為御知旁為可得御意如此御座候、恐惶謹言^⑤

川筋の者たちとの出入りについて、幕府へ届けるとともに頭取たちを人吉城下へ呼び吟味をする旨を知らせ、万一延岡領に逃散した場合は留め置くよう依頼している。頭取たちの取り調べも人吉藩の手で行っていたことが分かる。

同年六月、米良山川筋者たち一四〇人が薩摩藩領須木に逃散し、同一二年には一三〇人、明和四年には一七〇人が同所に逃散するなど逃散と帰参をくり返し、人吉藩は薩摩藩との間で逃散した者

たちの返還交渉に苦慮している。翌明和五年五月、交渉の末に薩摩藩からの返還が無事済み、吟味の結果藩は関係者に次のような処罰を与えた。

一逃散之一件夫々御吟味相済申候旨、為御知左之通申来

一筆致啓上候、各様弥御堅固可存御座珍重存候、然者先達而御懸合申置候米良主膳領分川筋之者共、徒党致連判、薩州御領江逃散候者且残居候者、何茂越前守（相良福将一筆者註）城下江召寄、遂吟味科之輕重相糺候上、於江府阿部伊豫守様江仕置伺書当三月七日被差出置候処、同廿一日伺之通可申付旨御下知相済申候、依之大罪之者引廻之上獄門、右ニ差統候者者死罪又者永牢追払、其外領内并米良山に而所移等夫々仕置申付候、尤委細訳も不存、頭立候者乃進入無是非徒党ニ加里居、主膳江立掃致奉公度旨相願候者者叱之上帰参申付候、主膳義者御目通差扣之格ニ可罷在旨被仰出候、右為御知各様迄可得御意之旨、越前守申付越候間如是御座候、恐惶謹言^⑤

三月七日、人吉藩から老中に仕置伺いが出され、同二一日に「伺之通」という下知を受けた。藩は、大罪の者は引廻しの上獄門、それに続く者は死罪もしくは永牢・追払、そのほか領内および米良山中にて所移などに処せられた。委細を知らず是非無く徒党に組みした者で、主膳への奉公を望む者は叱りのうえで帰参を許された。このように、逃散先との返還交渉や幕府への届け出から一連の仕置きに至るまで、一切が人吉藩によって済まされており、米良氏による領主仕置権は認められていなかったと考えられる。

むすびにかえて

以上、交代寄合であった米良氏について、菊池氏末裔とされた系譜を整理・検討し、人吉藩との関係から人吉藩支配米良山の成立過程、米良氏の家督相続、参府状況、領主仕置権の観点から検討を加えてきた。そこで確認できたのは、米良氏は家督相続や参府願・暇願など、対幕府関係のほとんどすべてが人吉藩を通して行われていたこと、さらに米良氏の領内で起きた逃散などの事件でも、米良氏が独自に刑罰を科すことはできず、幕府や諸藩との交渉を含め人吉藩が主体となって処理がなされていたことである。また米良氏は「無高」とされ、米良山に設定された鷹巣山の管理が唯一の「役」であった。五年に一度参府をしたが、参府中は人吉藩江戸屋敷を仮住居とし、幕府の諸儀礼にも参列せずに一二月で帰山している。

これらのことから、幕藩制下において米良氏はどのような存在であったのだろうか。米良氏が正式に交代寄合に列された時期については明らかではないが、延享三年には米良山の村数・人高・屋敷数や産物・運上等を書き上げた「改帳」を、人吉藩を通してではあるが米良主膳名で幕府勘定所に提出していることから、遅くてもこの時期には交代寄合として遇されていたことが分かる⁶⁶。しかし、人吉藩が従来の「人吉藩支配米良氏領」という表記を変えて、米良山の肩書きを「交代寄合」とするのは次のように天保年間のことである。

一主膳儀交代寄合之部ニ入候ハ、名前之肩書其通相認可然哉、

又ハ此方様御支配之訳肩書いたし候儀ニも可有之哉、不相分候間不致肩書候条、其表ニ而御聞合認入候様御取計可被成候、且当時之年号月付ニ候哉分り兼候間、是又御聞合認入可被成候⁶⁷

これは米良山の「郷村高帳」の提出に際し、人吉藩が米良主膳の「肩書」をどうするか問い合わせたものである。この時期まで米良主膳の「肩書」が、「人吉藩支配米良山領主」か「交代寄合」かがはっきりしなかったことが分かる。結果として勘定所には「交代寄合 米良主膳」として提出されている⁶⁸。

こうした米良氏への待遇変化は、対外的な系譜面でも確認できる。米良氏が自らを「菊池後胤」としたのは延享期「覚」⁶⁹頃からであるが、幕府に対して米良氏が「菊池後胤」と明記したのは人吉藩である。すなわち時代は下るが、寛政一一文化九年の「寛政重修諸家譜」編修に際して行われた「系譜改」で、人吉藩は米良氏を「菊池後胤」とする「米良氏系譜」を提出した⁷⁰。編修総裁の若年寄堀田政敦はこの系譜に興味を持ったようで、文化三年五月一日、参勤で江戸にいた米良則順が暇願礼のため登城した際に、堀田の意を受けた目付松平伊織（康英）から尋問を受けている⁷¹。則順は、米良家筋が「何氏之末、何之時代ケ様々々」といった詳細な由来書があれば提出するように、また由来書に限らず「感状等其外謂有家器ニても所持」しているなら提出するか、江戸に持参していなければその有無を言上するようにと命じられた。これに対する則順の返答は、「左様之聞伝迎も無御座、又謂有家器とても見及不申候」というもので、米良家当主自身が「菊池後胤」

かどうか不明としていることは重要である。則順は、自分は若年であるため調べなければ即答はできない、家臣や相良家と調査・相談して後日返答したい旨答えている。

同月一三日、米良則順は家臣米良善右衛門を伊織宅に派遣し、正確な系譜ほか拝領物等々の有無について報告させている。⁷²⁾それによると、米良氏は元来菊池氏らしいとの伝承であるが、米良山へ入山した後に米良氏を姓名としたかはよく分からないこと、感状や家器類も無いこと、先年拝領した「時服」を重宝しその後巻物を拝領したが、そのほか詳しい事は分からないと報告している。さらに伊織から、六年以前(寛政一年)に系譜改めで提出した系図は残らず書き出したものか、または当家御代からの書上かを尋問された善右衛門は、則順が若年であり自分も今度の参府前に役儀を拝命したばかりで不分明であると答えている。古役の者がいるなら帰山して写を糺し、往古からの書上がなければ残らず書出すよう、前に書出した通りであればその旨を申し上げるよう指示されている。続けて、米良家家臣は菊池からの供であるのか、かれらはみな譜代の家臣なのかと問われ、全員が譜代というわけではないと答えている。人吉藩が米良氏を「菊池後胤」と明言したのに対して、米良家当主およびその家臣たちがそれを知らず、「感状等其外謂有家器」も無いと答えていることは興味深い。

幕府は米良氏の交代寄合としての「格」を重視したのか、人吉藩による米良氏系譜の内容を認め、米良氏の独自項こそ立てられなかったが、『寛政重修諸家譜』では「相良長毎」項で鷹巣山の黒印拝領の箇所に二行割書で書かれている。

米良山の事は往昔肥後の菊池の後石見重次をもつてはじめて此山に來り、銀鏡村に住し、米良をもつて家號とす。これより代々彼山に居住し、毎代家督の後江戸にまいり、世々の將軍家にまみえたてまつる。⁷³⁾

米良氏が「菊池後胤」を強く自覚し、それをより積極的に主張するのは則忠の頃からである。⁷⁴⁾則忠は、かつて南北朝期に九州南朝方の中心勢力として活躍し、肥後国守護を歴任した菊池氏末裔を自負し、尊皇攘夷派の中心であった薩摩藩との関係強化を図っていく。文久三年には則忠らが勅許を得て上京するなど勤王派として活躍し、明治二年には菊池姓へ改姓を果たすのである。⁷⁵⁾

註

- (1) 笠谷和比古「武士の身分と格式」(朝尾直弘編『日本の近世 第7巻身分と格式』中央公論社 一九九二年) 一七九頁。
- (2) 平山敏治郎「参勤交代する旗本」(大阪市立大学『人文研究』七―八 一九五六年)。
- (3) 西田真樹「交代寄合」考」(宇都宮大学教育学部紀要 第36号第2部 一九八六年) 四六頁。
- (4) 「享和二年参勤」(『西米良村史』(西米良村史編さん委員会一九七三年) 九五〇―九五二頁)。
- (5) 前掲(2) 平山論文五八頁。
- (6) 『翁草』卷十(『日本随筆大成』第三期第二卷 吉川弘

- 文館 一九九六年)
- (7) 前掲西田論文四五～四六頁。
- (8) 熊本県立図書館所蔵相良文書。
- (9) 『宮崎県史 通史編中世』（宮崎県一九九八年）五八五頁。
- (10) 熊野那智大社文書（『宮崎県史史料編中世2』宮崎県一九九四年）二九一～二九二頁。
- (11) 『宮崎県史 通史編中世』（宮崎県一九九八年）九六三頁。
- (12) 『同』五八六頁。
- (13) 『宮崎県史叢書 日向記』（宮崎県一九九九年）二〇八～二〇九頁。
- (14) 『同』二〇六～二〇七頁。
- (15) 『宮崎県史 通史編中世』五八六～五八八頁。
- (16) 『宮崎県史叢書 日向記』二三〇頁。
- (17) 『右同』巻第九。二六四頁。
- (18) 『大日本古記録 上井覚兼日記上』（東京大学史料編纂所編 岩波書店 一九九一年）一九一頁。
- (19) 『右同』一九四頁。
- (20) 『大日本古記録 上井覚兼日記下』（東京大学史料編纂所編 岩波書店 一九九一年）一七三頁。
- (21) 『宮崎県史 通史編中世』一一四九頁。
- (22) 『西米良村史』七三頁。
- (23) 寛永十五年七月十三日墓「光明龍山現珠大居士」（「尾八重米良家墓碑・墓標調査記録」尾八重地区自治公民館 二〇〇七～八年）。
- (24) 中武雅周『ふるさとの記 米良の荘』二四〇～四一。
- (25) 中武安正『菊池氏を中心とする米良史』（中武雅周発行 一九八一年）一七五頁。
- (26) 『右同』一四二頁。
- (27) 『西米良村史』四五～四八頁。
- (28) 『右同』四八～五〇頁。
- (29) 『国史大辞典』第四卷（吉川弘文館 一九八八年）四三～四四頁。
- (30) 『西米良村史』五五頁。
- (31) 『右同』五六頁。
- (32) 『求麻外史 下巻』（田代政輔編 求麻外史発行所 一九八八年）五七頁。
- (33) 阿蘇品保夫『菊池一族』（新人物往来社 一九九〇年）二二四頁。
- (34) 『西米良村史』五六頁。
- (35) 寛永十五年七月十三日墓「光明龍山現珠大居士」（「尾八重米良家墓碑・墓標調査記録」尾八重地区自治公民館 二〇〇七～八年）。
- (36) 徳川家康黒印状写（『大日本古文書 家わけ五 相良家文書之二』東京大学史料編纂所編 東京大学出版会 一九七九年）八八三号。
- (37) 『求麻外史 巻四 玄高公第二十一』（求麻外史発行所 一九八九年）。
- (38) 『歴代副誠独集覧 巻之十四』（相良村誌編纂委員会

- 一九九五年) 二二二頁。
- (39) 椎葉山はその後元和五年に大規模な騒動が起こり、幕府軍が鎮庄のため直接派遣され大量殺戮が行われた。明暦二年閏四月、幕府から人吉藩に預けられている(拙稿「近世期山村支配の基調と「公儀」——元和五年椎葉山騒動の再検討——」『宮崎公立大学人文学部紀要』第2巻第1号 一九九四年)。
- (40) 『歴代嗣誠独集覽』卷之二十八 五二二〜五二三頁。
- (41) 服藤弘司氏はすべての大名預所が対象とされ、例外は認められなかったとするが、椎葉山の預所が廃止された形跡はない(服藤弘司『大名預所の研究』創文社 一九八一年 七六〜七八頁)。
- (42) 『歴代嗣誠独集覽』卷之二十一 三六二頁。
- (43) 『歴代嗣誠独集覽』卷之二十一 三六三頁。
- (44) 熊本県立図書館所蔵相良文書六二二号『宮崎県史 史料編近世6』八八二〜八三三頁。
- (45) 「九三五 酒井忠勝奉書」(『大日本古文書 家わけ第五 相良家文書之二』(東京大学史料編纂所編 東京大学出版会 一九七九年) 三九一頁。
- (46) 「九三六 安倍正之書状」(『同』) 三九二〜九三三頁。
- (47) 「九三七 米良了夢書状」(『同』) 三九三〜九四頁。
- (48) 『歴代嗣誠独集覽』卷之二十一 四〇二頁。
- (49) 前掲(3) 西田論文三四頁。
- (50) 明和二年十二月「椎葉山・米良山支配之由来」(熊本県立図書館相良文書六二二号 『宮崎県史 史料編近世6』所収) 八八二頁。
- (51) 前掲(46) 「九三六 安倍正之書状」(『同』)。
- (52) 「嚴有院殿御実紀」卷二十六(新訂増補『国司大系 徳川実紀』第四編) 四七三頁。
- (53) 『歴代嗣誠独集覽』卷之二十四 二六頁。
- (54) 『歴代嗣誠独集覽』卷之二十四 四三六頁。
- (55) 『歴代嗣誠独集覽』卷之二十四 四八七頁。
- (56) (57) 『歴代嗣誠独集覽』卷之二十五 一六頁。
- (58) 但し原本の所在は健在不明である。
- (59) 「文化三丙寅年参勤」(『西米良村史』) 九六〇〜九六九頁。
- (60) 弘化三年三月七日「御参府御供ニ付御旅金御内借取立高覚」(黒木家文書 『宮崎県史 史料編近世6』) 一〇九五〜九六頁。
- (61) 事件の詳細については『宮崎県史 通史編近世下』第八章第三節第二項(五七九〜五八四頁) 参照。
- (62) 貞享二年八月二日「米良主膳家米良兵右衛門・米良十左衛門証文」(熊本県立図書館所蔵相良文書一八四号『宮崎県史 史料編近世6』) 一一二二頁。
- (63) 相良民部様御支配百姓騒動一件(内藤家文書『宮崎県史 史料編近世6』) 一一三八頁。
- (64) 『右同』一一三九〜一一四四頁。
- (65) 『右同』一一四四頁。

- (66) 『歴代嗣誠独集覽』五〇六～五〇八頁。
- (67) 天保五年三月十三日「米良山郷村高帳調方につき菱刈友右衛門外連署状」（熊本県立図書館所蔵相良文書『宮崎県史 史料編近世6』）一三〇頁。
- (68) 天保五年五月「肥後国球麻郡之内米良山郷村高帳写」（熊本県立図書館所蔵相良文書『宮崎県史 史料編近世6』）一三六頁。
- (69) 『西米良村史』二二四頁。但し現在は所在不明で確認できない。
- (70) これは寛政十一年のことである。「文化三丙寅年参勤」（『西米良村史』）には「六ヶ年以前系譜改被仰付候節差出し候」（九六七頁）とあり、文化三年の六年前すなわち寛政十一年を指す。
- (71) 「文化三丙寅年参勤」（『西米良村史』）九六四頁。
- (72) 「右同」九六七頁。
- (73) 『寛政重修諸家譜』卷第八百九十八 相良長每（『新訂寛政重修諸家譜』第十四統群書類従完成会 一九八五年）二七六頁。
- (74) 米良氏を「菊池後胤」とする風聞は当時広範に広まっていたようで、寛政閏二月八日に米良山に入った高山彦九郎は、「米良は菊地の後なるよし因て藤原を称す」と書き留めている（高山彦九郎『筑紫日記』「高山彦九郎全集 第四卷」『宮崎県史 別編神話・伝承資料』宮崎県一九九四年）六三五頁。
- (75) 『宮崎県史 通史編近世下』（宮崎県二〇〇〇年）五九四～五九七頁。